

多良木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

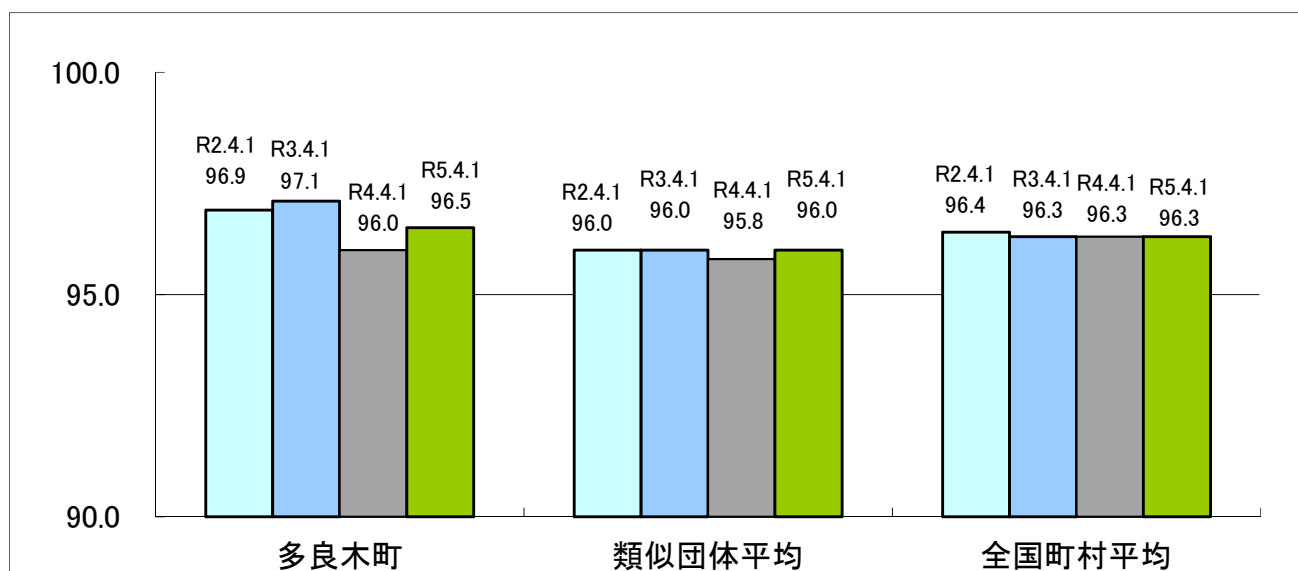
区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R4年度	8,828	8,129,585	458,528	980,005	12.1	11.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 111	千円 345,065	千円 51,084	千円 128,993	千円 525,142	千円 4,731	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しない。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引き下げ。

激変緩和措置のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（実施時期）平成28年4月1日

（内容）国基準に準拠し、国と同様に見直しを実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多良木町	39.8歳	290,000円	354,657円	309,539円
熊本県	43.2歳	325,545円	398,197円	334,731円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.2歳	299,802円	357,065円	328,615円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		多良木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	161,500円	—
	中学卒	126,400円	145,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,275円	336,825円	364,725円	368,050円
	高校卒	222,980円	302,325円	346,300円	366,075円

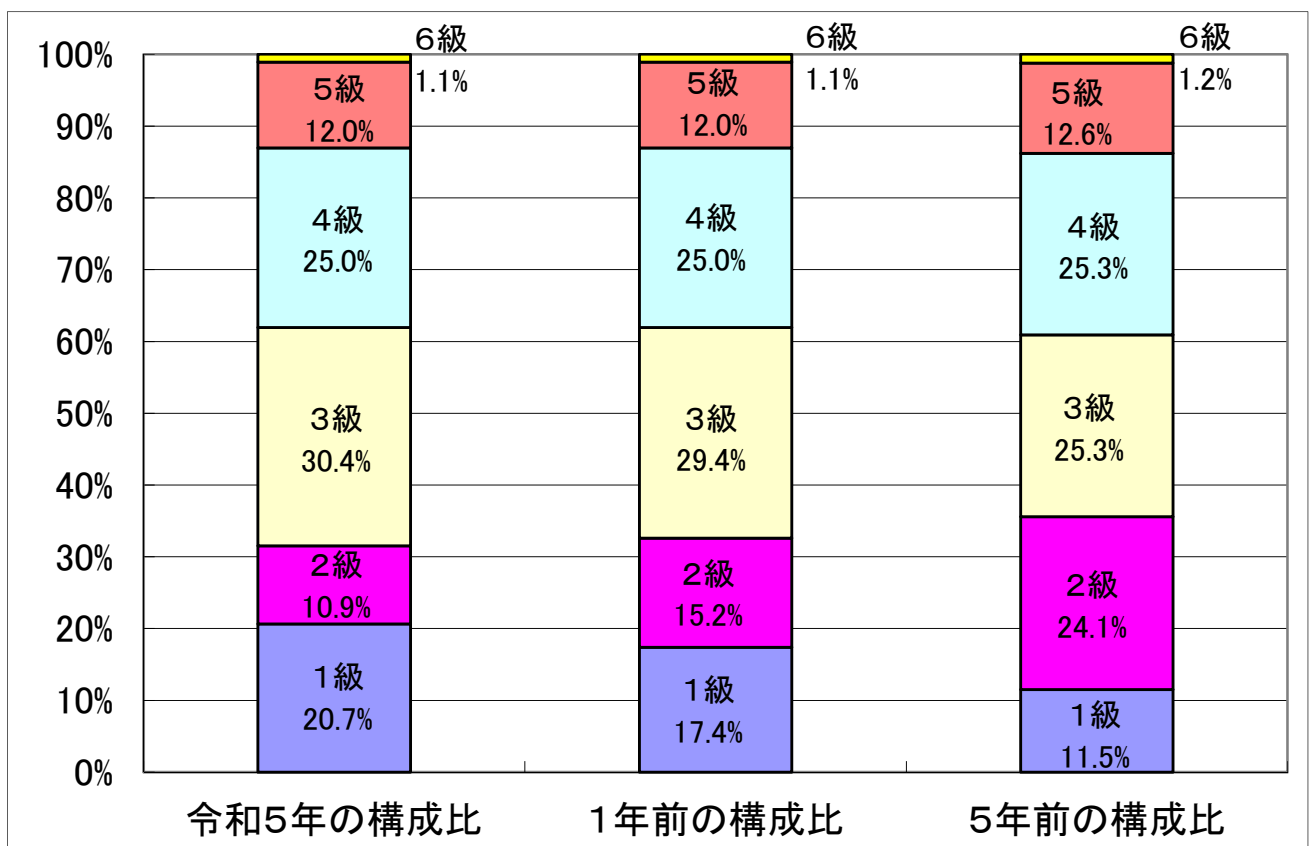
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

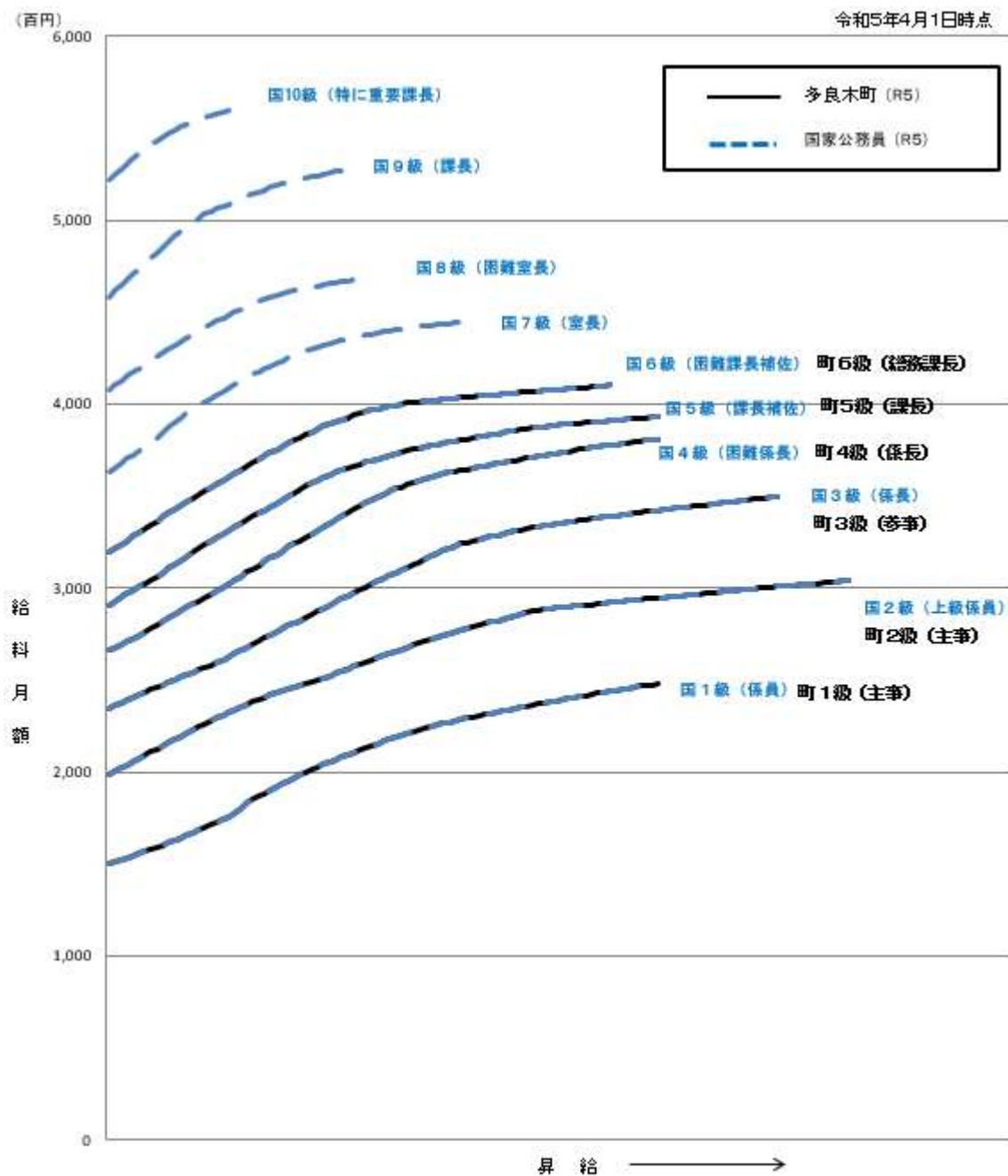
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	19人	20.65%	150,100円	247,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、栄養士、保健師、社会福祉士、学芸員の職務	10人	10.87%	198,500円	304,200円

3 級	参事、主任技師、主任保育士、主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士、主任学芸員の職務	人 28	% 30.43	円 234,400	円 350,000
4 級	困難な業務を行う参事、主任技師、主任保育士、主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士、主任学芸員の職務 係長、技師長、保育士長、栄養士長、保健師長、社会福祉士長、学芸員長、主幹の職務	人 23	% 25.00	円 266,000	円 381,000
5 級	課長、事務局長、会計管理者の職務（6級に掲げる職務を除く。）	人 11	% 11.96	円 290,700	円 393,000
6 級	総務課長の職務及び総務課長を経験した課長の職務	人 1	% 1.09	円 319,200	円 410,200

- (注) 1 多良木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（多良木町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				

標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

多良木町	熊本県	国
1人あたり平均支給額（R4年度） 1,288 千円	1人あたり平均支給額（R4年度） 1,665 千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多良木町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

多良木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%）			定年前早期退職特例措置（2%～45%）		
1人当たり平均支給額 6,699千円 21,049千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R4年度決算）	26,897千円
職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	277千円
支給実績（R2年度決算）	29,803千円
職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）	304千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円、子10,000円 その他6,500円	同		13,884千円	235,322円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内	同		7,395千円	238,532円
通勤手当	交通用具利用の場合距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		2,444千円	48,880円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 総務課長36,000円、課長等26,000円	異	手当額	4,176千円	321,231円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円、多良木学園は7,400円	異		1,450千円	14,667円

管理職特別勤務手当	勤務1回につき12,000円を超えない範囲で支給	同		88千円	14,667円
単身赴任手当	異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給30,000円～88,000円	異	手当額	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市区町村長	674,100 円 (749,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000円 / 518,500円	
	副市町村長	597,000 円 ()	700,000円 / 456,000円	
報酬	議長	310,000 円 ()	400,000円 / 230,000円	
	副議長	255,000 円 ()	314,000円 / 182,000円	
	議員	232,000 円 ()	290,000円 / 165,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		749,000円×在職年数×500/100 597,000円×在職年数×290/100	14,980,000円 6,925,200円	任期满后 任期满后
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

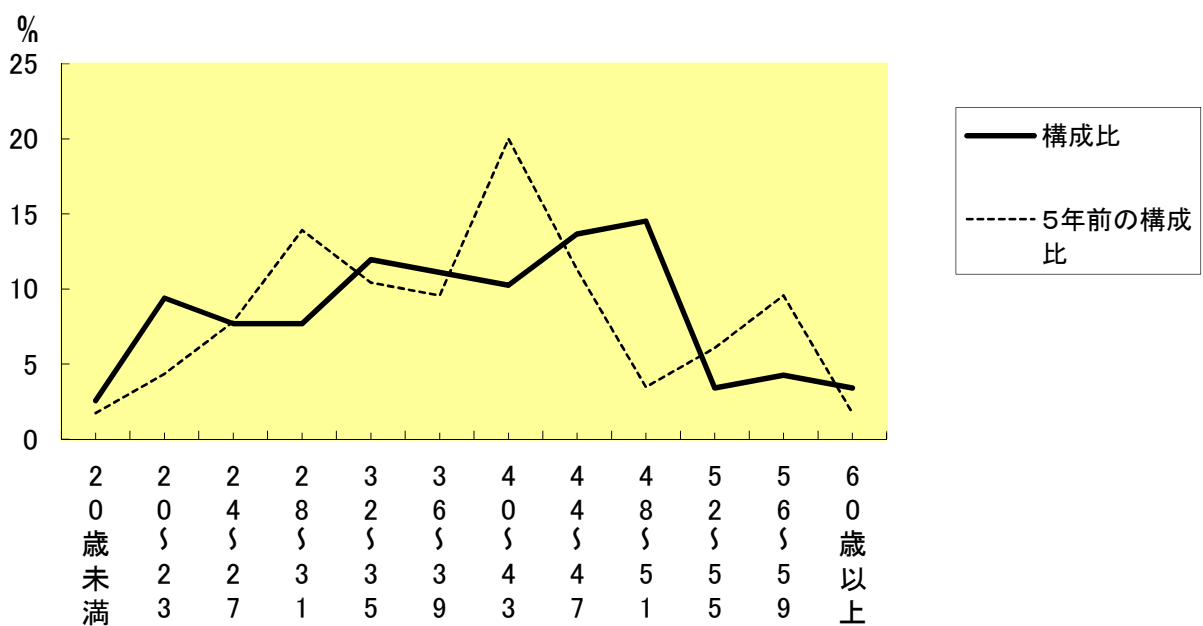
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数 増減	主な増減理由
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会		2	2	0	一般事務員の所属替えによる減 税務課住民税係の体制強化による増
	一般行政	総務	30	29	-1	
	税務		9	10	1	
	農林水産		21	21	0	
	商工		3	3	0	
普通会計部門	土木		6	6	0	
	民生		10	10	0	
普通会計部門	衛生		10	10	0	
	計		91	91	0	
普通会計部門	教育部門		12	12	0	<参考> 人口1万当たり職員数 103.08人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 141.38人)
	小計		103	103	0	
公営企業等部門	水道		3	2	-1	欠員不補充による減
	下水道		2	2	0	
	その他		8	10	2	欠員補充による増
	小計		13	14	1	
合計			116	117	1	<参考> 人口1万当たり職員数 131.40人
			[177]	[177]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	11人	9人	9人	14人	13人	12人	16人	17人	4人	5人	4人	117人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	91	90	91	96	91	91	0(0.0%)
教育	11	11	11	12	12	12	1(9.1%)
普通会計計	102	101	102	108	103	103	1(1.0%)
公営企業等会計計	13	13	13	13	13	14	1(7.7%)
総合計	115	114	115	121	116	117	2(1.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 132,957	千円 28,988	千円 10,482	% 7.88	% 8.93

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(0円)を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 3	千円 7,248	千円 234	千円 3,000	千円 10,482	千円 3,494	千円 6,017

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
多良木町	38歳	301,750円	485,194円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円
事業者	-歳		-円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

多良木町		団体平均等	
1人当たり平均支給額（R4年度） 1,000千円		1人当たり平均支給額（R4年度） 1,437千円	
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分		(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算15%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

多良木町			団体平均等		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%）			定年前早期退職特例措置（2%～45%）		
1人当たり平均支給額 0円			1人当たり平均支給額 8,676千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（R4年度決算）	158千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	53千円
支給実績（R3年度決算）	292千円
職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	97千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 に対して支給 配偶者6,500円、 子10,000円 その他6,500円	同		53千円	53,333円
住居手当	居住するための住宅 を借り受けている職 員に対して 27,000円以内	同		0千円	0円
通勤手当	交通用具利用の場合 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		24千円	24,000円
管理職手当	管理、監督の地位に ある職員に対して支 給 総務課長36,000円、 課長等26,000円	異	手当額	0千円	0円